

第1話 日照権

1. 権利か？

一般に日本で日照権と呼ばれるものは、建築基準法の日影規制（1976.11.15 公布、77.11.1 施行）という社会的規制（行政法）で、主に住宅用途に使われる地域で、対象の建物に因る日影が、ある条件を超えないように建築物の形態が制限を受けることを指します。脇道にありますが青山のプラダ建物（写真右）は、その制限を外殻で表現したものです。

また、日照「権」とは呼ばれますが、法律家からは、日本国憲法の保障する基本的人権のような権利と呼べるものではない、との扱いを受けます。グローバルでない点※についても、筆者の知る限りでは、韓国以外では法制化されていません。

※日韓以外で日照権が注目されないことに関する環境工学的な補足：以下の図のようにヨーロッパの日照条件は、日本（太平洋側）のように冬の日照が豊かではなく、たとえ近接する建物の日影を制限しても、環境の改善はほとんど図れない。これは日本の日本海側でも同様である。



青山・プラダ

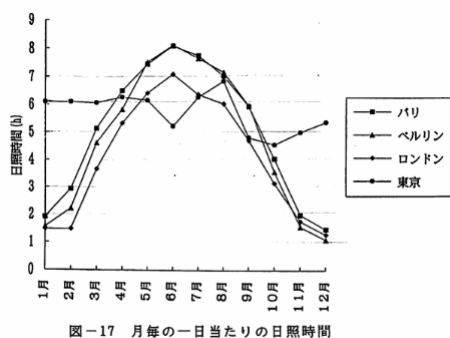


図-17 月毎の一日当たりの日照時間

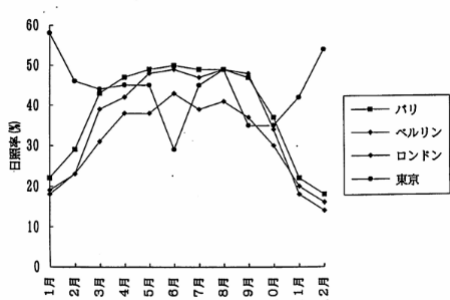


図-18 月平均日照率

（文献）蔭山 寿、日照環境と社会的規制—日照権—に関する研究、名古屋大学卒業論文、1995

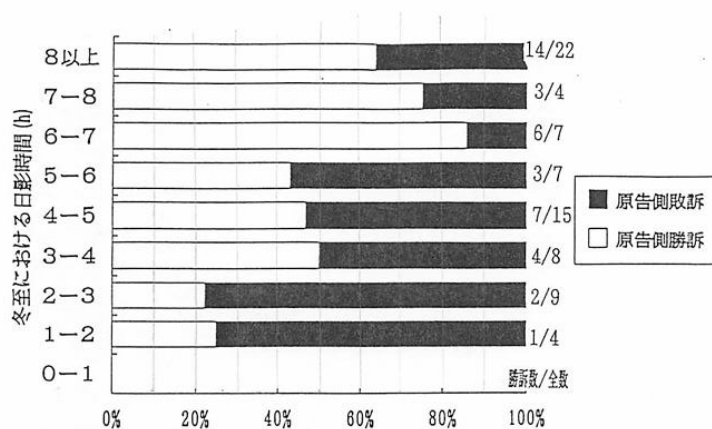
では、なぜ自分の土地に建てる建物に制限を受けなければならないのでしょうか。

昔、中舎寛樹教授の講義に（無理やり）参加させてもらった時に、このような制限（日照を奪われた側が、奪った側に補償を求める）の最初の事例として、英国で、裏庭(backyard)の野菜が日影になったことで育たなくなったことに対する経済補償であると教わりました。この例は、講義0で説明した、民法第709条（不法行為による損害賠償）「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」に該当することが分かります。

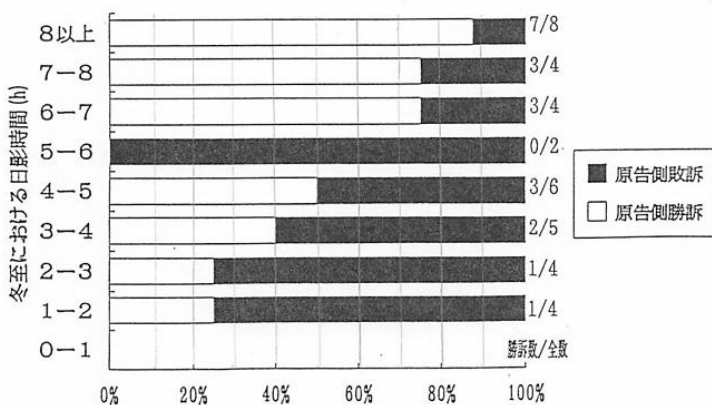
2. 日照阻害に関する訴訟の歴史

前節で説明したように、冬季の日照環境が豊かな日本（太平洋岸）で、都市化が進行して、隣接する建物のせいでその豊かな日照が奪われる時代に入り、日照阻害に対して不法行為による損害賠償を求める訴訟が頻発するようになった。この裁判で、日照阻害を訴える原告が、冬至にどの程度の日影を受けるかと、それぞれの条件での勝敗訴の割合が、下図に示されている。

勝敗は裁判長の判断であり、日影を8時間以上もうける場合（図の上の方）では原告（被害を受ける側）が勝訴し、日影が1-2時間（図の下の方）では敗訴していて、一般人の感覚に添っていると判断される。この傾向は、b)住居系地域で明確である。



a) 全地域（総数 76）



b) 住居系地域（総数 37）

図-9 裁判における原告側の勝訴敗訴の日影時間別割合（文献1より作成）

※上の文献1：用地行政研究会、日照の補償、中央法規出版、1979

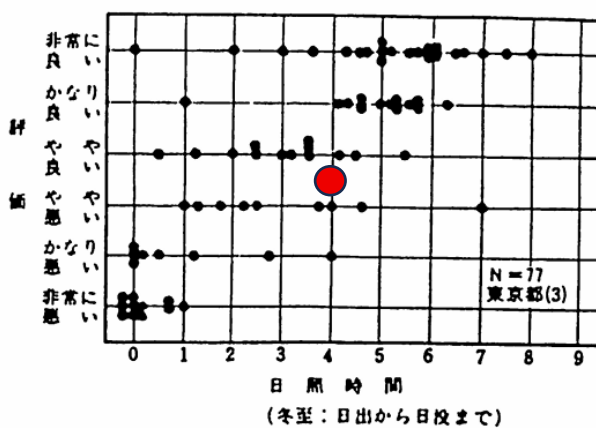
判決の決め手は、「世田谷区砧町事件（最高裁判決、1972年）」において受忍限度を判定基準にしたことがあげられている（詳しくは、「蔭山 寿、日照環境と社会的規制

—日照権—に関する研究、<https://tsujimoto.sub.jp/pdfNagoya-Sotsu/95Kageyama.pdf>
1995年名古屋大学卒業論文」の他、専門的な解説を参照されたい。

3. 日照時間に対する心理量

さて建築基準法における日影規制
(1976年)は、この受忍限度をどう具
体的な建築基準にするかの工学的作業
である。

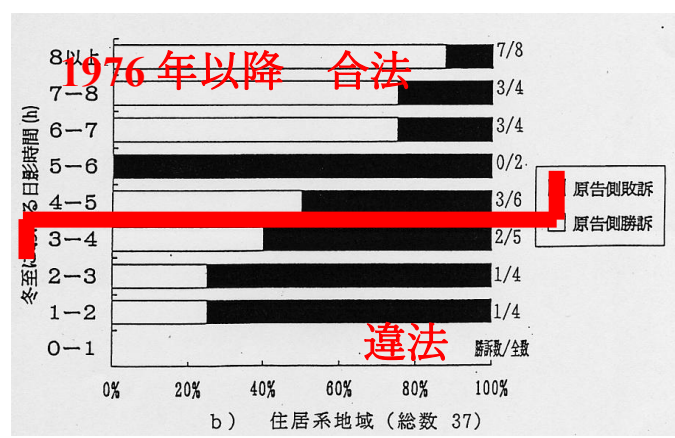
右図は、住民心理のアンケート結果
から得られた、冬至の日照時間と日照
に対する満足度の分布を示すもので、
日照時間が少なければ(図の左側)、心
理評価は「非常に悪い」に集中するの
に対して、日照時間が長くなると(図の
右側)心理評価は良くなる。評価が
「良い」領域では、日照時間に対して、
かなりバラツキがあることに留意して欲しい。



a) 東京

住居地域で日影を規制する閾値を、その環境にある住民が平均的に満足でも不満足でもない中位の点、すなわち過半数が許容できるレベルとすると、住居地域では冬至の日照4時間(図の赤点)付近となる。

冬至での4時間日照は、日影時間に換算すると約3時間半になり、前頁の図b)右に再掲: に赤線で境界を示したように住居系地域での原告勝訴・敗訴の比率がちょうど5分5分のところに該当することが分かる。



b) 住居系地域 (総数 37)

このことは「時の法令」※による解説「通常、住宅地にどの程度の日照が確保されるべきかは、日照の医学的又は建築学的な効果のみからは算定しがたい。日照には測定困難な精神効果もあり、また、日照の確保に伴って結果的に通風、プライバシーが確保される等の副次的効果もあるからである。したがって、改正法では、市街地についての現在の日照の状況及び将来のあるべき姿を勘案して日照の確保について社会的に合意の得られる水準を確保するという考えに基づき」の表現でも確認できる。

※建築物の防災の強化と日影規制の創設、時の法令、1977.11.13

4. 日照は今も本当に必要か？

さて、講義ネタはこの辺までだが、理系と文系を繋ぐというこの講義の目的からは、以下のような問題意識が生じる。

日影規制の制作者に確認はとれていないが、上記のように規制のベースを「閾値をその環境にある住民の過半数が許容できるレベル」に置いたことはほぼ間違いないだろう。そうすると、この心理評価（1970年代）から半世紀が経ち、今も同じなのか、今の評価に合わせて変更する必要はないのか、という疑問が生じる。

21世紀に入って、日照に価値を感じないような生活(昼間は住宅にいない。休日も周辺に豊かな自然環境が用意されている)の人々や地域も考えられるわけで、そこに果たして均一な規制を適用する必要があるのだろうか。

また、前頁の上図で見るように、実際には日照時間の減少(日影の増加)に伴って不満は徐々に(しかしかなりの振れ幅で)高まるのに対して、規制の方は前頁の下図の赤線での仕切りのように、ある閾値で突然、日影を規制している(まるで刑法のように)。このような不整合に対する批判は当然、規制制定当時からあり、弁護士による「日影規制内の建物による日照障害でも不法行為となることは十分あり得る」との主張※も見られたが、実際に機能している例は圧倒的に少ない。

※福田晴政、日影規制で建築紛争は減るのか、日経アーキテクチャ、1978.10.16
(加えて)

今回、改めて資料を検索してみると、日照権と採光権を分けて論じる資料などもあり、勉強不足を痛感しているが、心理量を規制にどう繋げるべきか、についての問題提起はできたように思う。

以下の写真は、偶然、見かけた小学校の校庭で、冬場、日影が生じると遊ぶ場が日なたに集中することを示したもので、30台になったばかりの研究であるが、「本当に日照が必要な場は？」を追及するため、もう一度やってみたい気がしている。

(参考文献)

- ・日照の測定と検討、日本建築学会、彰国社、1977
- ・戒能通厚、「採光権」についての一考察、早稲田大学、比較法学 2017-06-01

